

令和2年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2016」に基づく、「地域における社会資本整備の担い手が確保されつづけている状態」の実現に向けて、「確かな競争力を発揮する建設産業」、「地域を支える建設産業」、「持続可能な建設産業」の3つの取組分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

II 改正内容等

建設工事に係る改正

- 1 **週休2日モデル工事等**【令和2年6月～】 (P3)
「持続可能な建設産業」の実現に向けた更なる人材の確保・育成を図るため、週休2日モデル工事等に取り組みやすい環境を整備する。
- 2 **快適トイレモデル工事**【令和2年6月～】 (P5)
「持続可能な建設産業」の実現に向けた更なる人材の確保・育成を図るため、快適トイレモデル工事の対象を拡大する。
- 3 **ICT活用工事（土工）の試行**【令和2年6月～】 (P6)
「持続可能な建設産業」の実現に向け建設現場の生産性向上を図るため、ICT活用工事に係る基準類を整備し、ICT活用工事を試行する。
- 4 **建設工事に係る総合評価落札方式**【令和2年6月～】 (P8)
総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のためさらなる推進を図る。
- 5 **優良建設工事等の表彰制度**【令和2年6月～】 (P15)
長寿命化技術の活用などの要件項目を追加する。
- 6 **三者会議の対象拡大**【令和2年6月～】 (P16)
建設工事の発注者及び受注者並びに土木関係建設コンサルタント業務の受託者の三者が一堂に会し、設計条件等の情報や課題の共有を行う三者会議の対象工事を拡大する。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 7 **管理技術者の兼務制限の緩和**【令和2年6月～】 (P17)
管理技術者の専任を求める金額を2,500万円から3,500万円へ変更する。
- 8 **業務における一抜け方式による入札の導入**【令和2年4月～】 (P18)
入札不調・不落を防止し測量・建設コンサルタント等業務の円滑な執行を図るため、地域の実情に応じて実施する。
- 9 **CIM推進モデル業務の試行拡大**【令和2年6月～】 (P19)
「持続可能な建設産業」の実現に向けて、国土交通省が推進するi-Constructionの取組の一つであるCIM業務を推進するため、業務の試行を拡大し、品質の確保・向上とともに生産性の向上を図る。

- 10 **業務に係る総合評価落札方式**【令和2年6月～】 (P20)
総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通の改正

- 11 **民法及び建設業法改正に伴う約款の改正**【令和2年4月～、令和2年10月～】 (P22)
民法改正（令和2年4月から施行）建設業法改正（令和2年10月施行）の内容を踏まえて、建設工事請負契約約款、土木設計業務等委託契約約款及び地域維持業務委託契約約款の改正を行う。
- 12 **工事費内訳書・業務費内訳書の簡略化**【令和2年6月～】 (P23)
入札参加者の負担軽減を図るため、工事費内訳書・業務費内訳書を簡略化する。
- 13 **工事（業務）着手日選択型契約方式の改正**【令和2年6月～】 (P24)
工期の設定について、より実態に合った内容へ改正する。

入札参加資格認定等に係る改正

- 14 **入札参加資格申請の電子化（書面申請の廃止）** (P25)
入札参加資格の申請は、令和3・4年度名簿から原則電子申請とし、令和5・6年度名簿から全面電子申請とする。
- 15 **入札参加資格変更届の取扱いの変更** (P26)
広島県及び県内市町（広島市を除く。）の取扱いを統一する。

災害復旧工事等を受注した建設業者の評価

- 16 **災害復旧工事等に関する総合評価落札方式（土木建築局）**【令和3年6月～】 (P27)
災害復旧工事等を受注した建設事業者を評価するため、災害復旧工事等の受注状況に応じ加点する。
- 17 **災害関連工事に関する総合評価落札方式（農林水産局）**【令和3年6月～】 (P30)
災害関連工事を受注した建設事業者を評価するため、災害関連工事の受注状況に応じ加点する。
- 18 **災害実績条件付一般競争入札の試行**【令和3年6月～】 (P31)
災害復旧工事等を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事等の実績を要件とした「災害実績条件付き一般競争入札」を試行する。
- 19 **指名競争入札の選定基準**【令和3年6月～】 (P32)
災害復旧工事等を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事等の実績を選定基準に加える。

1 週休2日モデル工事等について

1 趣旨

広島県建設産業ビジョン2016に掲げる「持続可能な建設産業」の実現に向けた更なる人材の確保・育成を図るため、週休2日モデル工事に取り組みやすい環境を整備する。

2 内容

(1) 『週休2日交替制モデル工事』の導入

働き方改革の推進に向け、これまで実施している『週休2日モデル工事』に加え、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む「週休2日交替制モデル工事」を、「受注者希望型」で導入する。

『週休2日交替制モデル工事』の積算方法

補正対象は労務費のみとし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて精算変更時に補正する。

休日率 (%) = $\frac{\text{技術者・技能労働者の平均休日日数}}{\text{対象期間}}$

- ・ 休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする
- ・ 対象期間とは、工事着手日から工事完了日まで（年末年始6日間や夏季休暇3日間等を除く）

休日率	4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日(4週8休) (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

(2) 『週休2日モデル工事』に係る補正係数の改正

週休2日の実現に向けた環境整備として、共通仮設費及び現場管理費の補正係数を改正する。
なお、補正係数については、次ページへ記載のとおりとする。

3 『週休2日交替制モデル工事』の対象工事

トンネル工事など、交代制で工事を行うため現場閉所が困難な工事とし、該当工事の場合は、特記仕様書に明示する。

4 施行期日

令和2年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

(対象部局：土木建築局（営繕課を除く）)

【参考】週休2日モデル工事等について

	週休2日モデル工事	週休2日交替制モデル工事
週休2日の考え方	工期内の対象期間において、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められること。 ※現場閉所とは、対象期間内において、1日を通して、現場事務所での内業を含むいづれの現地作業も実施していない日	工期内の対象期間において、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日率の平均が週休2日相当であったと認められること。 ※休日率(%) = 技術者・技能労働者の平均休日日数 ÷ 対象期間
対象工事	緊急対応工事等、週休2日(現場閉所)の確保が困難な工事を除く全ての工事	交替制で工事を行うため現場閉所が困難な工事
発注方法	発注者指定型(年間10件程度) 受注者希望型	受注者希望型
対象期間	対象期間とは、工事着手する日(準備期間は含まない)から工事完了日(後片付け期間は含まない)までとし、次の期間は対象期間から除く。 1 年未年始6日間及び夏季休暇3日間 2 工場製作のみが行われている期間 3 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間	

『週休2日モデル工事』の補正係数		
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日(4週8休以上) (28.5%以上)
労務費 1.01	労務費 1.03	労務費 1.05
機械経費(賃料) 1.01	機械経費(賃料) 1.03	機械経費(賃料) 1.04
共通仮設費 <u>1.02</u>	共通仮設費 1.03	共通仮設費 1.04
現場管理費 <u>1.03</u>	現場管理費 1.04	現場管理費 <u>1.06</u>

※下線部は、令和2年度改正箇所

『週休2日交替制モデル工事』の補正係数		
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日(4週8休以上) (28.5%以上)
労務費 1.01	労務費 1.03	労務費 1.05

2 快適トイレモデル工事について

1 趣旨

「持続可能な建設産業」の実現に向けた更なる人材の確保・育成を図るため、快適トイレモデル工事に取り組みやすい環境を整備する。

2 内容

『快適トイレモデル工事』の対象拡大

原則実施することとしている請負対象設計金額3億円以上の工事に加え、請負対象設計金額1億円以上3億円未満の工事で、受注者から希望があった場合に実施する「受注者希望型」を導入する。

「受注者希望型」は、災害復旧工事を除く全ての工事を対象とし、該当工事の場合は特記仕様書に明示する。

また、モデル工事に係る快適トイレの設置費用は、積算上考慮する。

3 施行期日

令和2年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

(対象部局：土木建築局)

【参考】快適トイレの仕様	
(1) 快適トイレに求める標準仕様	(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品
ア 洋式便座	ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
イ 水洗機能(簡易水洗, し尿処理装置付きを含む)	イ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
ウ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)	ウ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
エ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)	エ 鏡付きの洗面台
オ 照明設備(電源がなくても良いもの)	オ 便座除菌シート等の衛生用品
カ 衣類掛け等のフック付, 又は, 荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)	(3) 推奨する仕様, 付属品
	ア 室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
	イ 擬音装置
	ウ フィッティングボード
	エ フラッパー機能の多重化
	オ 窓など室内温度の調整が可能な設備
	カ 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

※「(1) 快適トイレに求める標準仕様」及び「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」は、現場に導入するにあたり必ず備えるものとする。

3 ICT活用工事（土工）の試行について

1 趣旨

広島県建設産業ビジョン2016に基づく「持続可能な建設産業」の実現に向けて、国土交通省が推進するi-Constructionの取組の一つである「ICTの全面的な活用」について、広島県においても土工を含む工事において試行を開始し、労働力不足の解消や限りある人材の有効活用を図るとともに、建設現場の生産性向上と魅力ある建設現場を目指す。

2 内容

「ICT活用工事（土工）試行要領」を策定し、土工工事において、施工プロセスの全ての段階に情報通信技術（ICT）を取り入れる「ICT活用工事（土工）」の試行を行う。

3 対象工事

対象工事は「発注者指定型」とし、年間10～20件程度実施する。

4 ICT活用工事の手続き等

別紙による。

5 施行期日

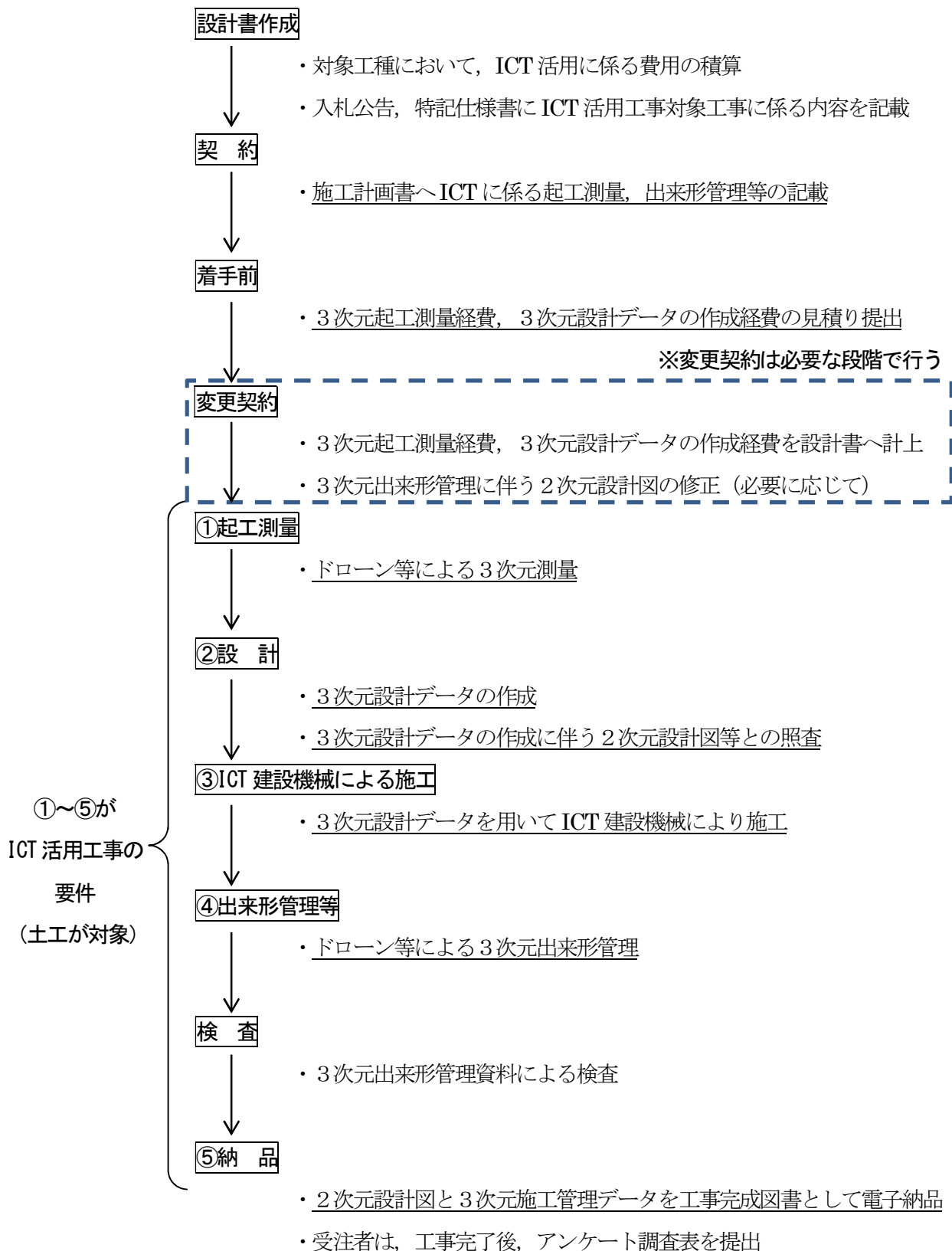
令和2年6月1日以降に公告する工事から実施

ICT活用工事（土工）とは
土工工事において、次の（1）～（5）の全ての段階にICT施工技術を活用することをICT活用工事（土工）とする。
（1） 3次元起工測量
（2） 3次元設計データ作成
（3） ICT建設機械による施工
（4） 3次元出来形管理等の施工管理
（5） 3次元データの納品
※ICT（Information and Communication Technology）は「情報通信技術」の略

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

ICT活用工事の手続きフロー

主な手続き (通常工事との違い) 下線部は受注者側の追加・変更となる 内容



4 建設工事に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

広島県建設産業ビジョン2016に基づく「確かな競争力を発揮する建設産業」、「持続可能な建設産業」の実現に向けて、総合評価落札方式の評価項目について、担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価項目の改正点

(1) 技術提案「情報化施工技術の活用」の適用範囲の拡大

生産性の向上と情報化施工技術の普及のため、これまでの技術評価1・2型に加え、実績評価1型に「情報化施工技術の活用」の評価項目を追加する。

情報化施工技術を評価項目とする対象工事と評価対象技術の変更はしない。また、発注者指定型で発注するICT活用工事(土工)において、指定した工種は対象としない。

情報化施工技術を評価項目とする対象工事と評価対象技術(参考)

工事条件	評価対象技術 ※2D技術(簡易MC・MDを除く)	加算点
3,000m ³ ～10,000m ³ の土工を含む工事	TSによる出来形管理技術(土工)	1.0
3,000m ³ 以上の土工を含む工事	MC・MG(ブルドーザ)技術 MG(バックホウ)技術	1.0
5,000m ³ 以上の締固めを含む工事	TS・GNSSによる締固め管理技術	1.0
3,000m ² 以上の路盤工を含む工事	MC(モータグレーダ)技術	1.0
5,000m ² 以上の舗装工を含む工事	TSによる出来形管理技術(舗装)	0.5

(2) 配置予定技術者の能力「若手技術者の配置」の追加

若手技術者の確保、育成を図るため、実績評価1・2型について、監理(主任)技術者又は現場代理人に、若手技術者(40歳以下)を配置した場合に加点評価する。また、若手技術者を監理(主任)技術者に配置した場合、経験豊富な技術者を補助者として配置できるものとし、配置する場合は「工事の施工経験の有無」「工事成績3件の平均」は補助者の実績で評価する。ただし、補助者は他の工事で専任の技術者になっていないこととする。

令和2年6月1日以降に公告する工事		
若手技術者(40歳以下)の配置	監理技術者又は主任技術者	2.0点
	現場代理人	1.0点
	上記以外	0.0点

3 評価方法の改正点

(1) 企業の施工能力「登録基幹技能者の配置」における対象業種の追加

技能労働者の確保・育成に向け、次の業種について、登録基幹技能者を当該現場に配置する場合に加点評価する。

ただし、配置予定技術者又は現場代理人との兼務の場合は評価対象外とし、基幹技能者の所属は元請、下請にかかわらない。

登録基幹技能者業種一覧

令和2年6月1日以降に公告する工事		
業種区分	評価する登録基幹技能者	評価年度
プレストレストコンクリート工事	登録PC基幹技能者	R1 ～
とび・土工・コンクリート工事	登録鳶・土工基幹技能者	R1 ～
造園工事	登録造園基幹技能者	R1 ～
塗装工事	登録建設塗装基幹技能者	H30 ～
	登録外壁仕上基幹技能者	R2 ～
電気工事、電気通信工事	登録電気工事基幹技能者	R2 ～
管工事	登録配管基幹技能者	R2 ～
	登録ダクト基幹技能者	
	登録冷凍空調基幹技能者	
防水工事	登録防水基幹技能者	R2 ～
	登録外壁仕上基幹技能者	

(2) 企業の施工能力「工事成績3件の平均点（実績評価2型は工事成績の最高点）」、配置予定技術者の能力「工事成績3件の平均点（実績評価2型は工事成績の最高点）」における評価対象期間の変更

平成30年7月豪雨災害に伴う緊急対応工事など、工事成績評定の対象外工事が多かったことから、令和元年度に引き続き、評価対象期間を1年延長する。

例 企業の施工能力「工事成績3件の平均点」の評価対象期間

指名・公告日	H31.4.1～R2.3.31	R2.4.1～R3.3.31
評価対象期間	平成26年4月1日から公告日の前日まで (5年)	平成27年4月1日から公告日の前日まで (5年)

(3) 企業の施工能力「優良建設業者の表彰・特別表彰」、配置予定技術者の能力「優秀技術者の表彰」における評価対象年度の変更

3(2)と同様に、令和元年度に引き続き、評価対象年度を1年延長し、過去3年間の表彰について加点評価する。

例 企業の施工能力「優良建設業者の表彰・特別表彰」の評価対象年度

指名・公告日	R元.8.1～R2.8.31	R2.9.1～R3.8.31
評価対象年度	平成29, 30, 令和元年度	平成30, 令和元, 2年度

4 施行期日

令和2年6月1日以降に公告する工事から実施

3(2)については、令和2年4月1日以降に公告する工事から実施

3(3)については、令和2年9月1日以降に公告する工事から実施

令和3年6月1日以降に公告する工事における改正点

○「広島県長寿命化技術活用制度」登録技術の活用実績に対する評価の追加

広島県が発注した過去2年間の工事について、広島県長寿命化技術登録簿に登録された技術を活用した実績がある者を加点評価する。ただし、当該発注工事と同じ業種で発注された工事における実績とする。

実績の確認は、発注者が指定した場合は契約書の写し等で内容を判断できる資料、受注者が承諾で行う場合は工事打合せ簿で実施を報告したものとする。

(対象部局：農林水産局，土木建築局，企業局)

総合評価落札方式【建設工事（土木工事）】の評価項目改正案（R2.6～）

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案		0~1.0	8.0~12.0	8.0~16.0	16.0~28.0
① 品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
② 施工に関する課題			(4.0) 8.0	◎4.0	◎8.0
③ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
④ 情報化施工技術の活用（選択）		◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(2) 企業の施工能力	5.0~7.0	10.0~12.0	10.0~12.0	10.0~12.0	10.0~12.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去5年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点※） ※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	10.0~11.0	10.0~11.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去9年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点※） ※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任（監理）技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0~6.0	1.0~2.0			
① 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】	◎2.0	◎1.0			
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、フタバ制度認定）	2.0	1.0			
③ 過去5年間の除雪等業務委託※又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】 ※除雪等業務委託は市町への特例条例移譲路線の発注業務も対象とする	◎2.0				
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
① 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加点	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合計	26.0~33.0	28.0~32.0	32.0~39.0	32.0~43.0	40.0~55.0
配点（換算値）	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)①、②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

※成績点の評価対象期間の改正はR2.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR2.9からとする

下線部は変更箇所

	地域維持型
(2) 企業の施工能力	5.0~7.0
① 過去5年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置〈選択〉	◎1.0
④ 自社施工〈選択〉	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0~9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格〈選択〉	◎1.0
② 過去6年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
(4) 地域の精通性	6.0~12.0
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0~12.0
① 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】 【JV代表者又は単体企業】	◎2.0
② 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】 【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マロード, ラブリバ-制度認定)【JV代表者又は単体企業】	2.0
④ 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マロード, ラブリバ-制度認定)【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
⑤ 過去5年間の除雪等業務委託※又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 ※除雪等業務委託は市町への特例条例移譲路線の発注業務も対象とする	◎2.0
⑥ 過去5年間の除雪等業務委託※又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 ※除雪等業務委託は市町への特例条例移譲路線の発注業務も対象とする	◎2.0
(6) 指名除外の状況	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0
(7) 施工体制評価	5.0
① 調査基準価格以上で応札又は前年度に完成検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評定が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上	5.0
合 計	26.0~45.0
配 点 (換算値)	50点換算

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※成績点の評価対象期間の改正はR2.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR2.9からとする

総合評価落札方式【企業局 水道施設に係る建設工事】の評価項目改正案 (R2.6～)

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案		0~1.0	8.0~12.0	8.0~16.0	16.0~28.0
① 品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
② 施工に関する課題			(4.0) 8.0	◎4.0	◎8.0
③ 工期設定の適切性〈選択〉			◎3.0	◎3.0	◎3.0
④ 情報化施工技術の活用〈選択〉 ※舗装工(大規模)のT Sによる出来形管理技術(舗装)の提案に係る加算は0.5点。		◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(2) 企業の施工能力	5.0~7.0	10.0~12.0	10.0~12.0	10.0~12.0	10.0~12.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去5年間の工事成績3件の平均点(過去5年間の工事成績の最高点※) ※「実績評価2型」	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	10.0~11.0	10.0~11.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去9年間の工事成績3件の平均点(過去6年間の工事成績の最高点※) ※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任(監理)技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	0.0~6.0	0.0~2.0			
① 広島県営水道事業における過去2年間の水道事故等応急措置業者として協定締結等の有無 注) 指定管理者との協定及び受注実績も評価する。	◎2.0	◎1.0			
② (県営水道用水供給事業給水対象市町内における) 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マイルド、ラブリバ制度認定)	◎2.0	◎1.0			
③ 広島県営水道事業における過去5年間の管路パトロール等業務委託の受注実績の有無 注) 指定管理者との受注実績も対象とする。	◎2.0				
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
① 調査基準価格以上の場合加算。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評価が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加算	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合計	24.0~33.0	26.0~32.0	32.0~39.0	32.0~43.0	40.0~55.0
配点(換算値)	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄()は(1)①, ②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する

下線部は変更箇所

総合評価落札方式【建設工事（営繕工事）】の評価項目改正案（R2.6～）

	実績評価型	技術評価 2 型	技術評価 1 型
1 技術提案について		6.0 (6.0)	12.0 (12.0)
(1) 工事目的物の性能・機能の向上に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)			6.0
(2) 社会的要請への対応に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)		6.0	6.0
2 企業の施行能力について	6.0 <u>(6.0~7.0)</u>	6.0 <u>(6.0~7.0)</u>	6.0 <u>(6.0~7.0)</u>
(1) 過去15年間の同種・同規模の施工実績	1.0	1.0	1.0
(2) 過去5年間の工事成績の3件の平均点（県発注工事に限る）	3.0	3.0	3.0
(3) 当該業種における過去3年間の優良建設業者の 表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
(4) 登録基幹技能者の配置（選択）【建築一式以外の工事】	◎1.0	◎1.0	◎1.0
3 配置予定技術者について	5.0 (6.0)	5.0 (6.0)	5.0 (6.0)
(1) 過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験	3.0	3.0	3.0
(2) 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	1.0	1.0	1.0
(3) 主任（監理）技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の 表彰に該当	1.0	1.0	1.0
(4) 主任（監理）技術者の保有する資格 【建築一式以外の工事】	◎1.0	◎1.0	◎1.0
4 地域の精通性・貢献度について	4.0 (3.0)	4.0 (3.0)	4.0 (3.0)
(1) 地域内における本店の有無	2.0	2.0	2.0
(2) 近隣地域における同種・同規模工事の過去10年間の施工実績	1.0	1.0	1.0
(3) 広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況 【建築一式工事】	◎1.0	◎1.0	◎1.0
5 指名除外の状況	-1.0 (-1.0)	-1.0 (-1.0)	-1.0 (-1.0)
(1) 過去1年間における指名除外の有無	-1.0	-1.0	-1.0
6 施工体制評価	5.0 (-5.0)	5.0 (-5.0)	5.0 (-5.0)
(1) 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低 入札工事の成績評価が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札 者と同様に加点	5.0	5.0	5.0
合 計	20.0 <u>(20.0~21.0)</u>	26.0 <u>(26.0~27.0)</u>	32.0 <u>(32.0~33.0)</u>
配点（換算値）	40点換算	50点換算	60点換算

※配点欄の（ ）は、建築一式以外の工事の配点とする。

※◎は発注業種及び工事内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

5 優良建設工事等の表彰制度について

1 趣旨

県内に本店を有する業者が施工した優良建設工事を対象に実施している表彰制度について、次のとおり要件項目を追加する。

2 内容

優良建設工事等表彰の選考基準の変更

建設産業ビジョン2016に基づく担い手確保及び生産性向上等の観点から設定した表彰の要件について、令和3年度の表彰から要件項目を追加する。

令和3年度表彰の要件項目（下線部が追加項目）

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICTの活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用
1点	・ICT土工（2D除く）またはICT舗装工の実施 ・ <u>長寿命化技術の活用</u>	・マイロード・ラブリバー双方の登録、実施	・週休2日の完全実施
2点	—	—	・工事着手時 35歳未満 40歳以下 の技術者による施工 ・女性技術者による施工

3 施行期日

令和2年度に引渡しを受けた建設工事を対象として表彰選考を行う令和3年度から実施

(対象部局：全部局)

【参考】令和元年度に引渡しを受けた建設工事を対象として表彰選考を行う

令和2年度表彰の要件項目

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICTの活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用
1点	・ICT土工（2D除く）またはICT舗装工の実施	・マイロード・ラブリバー双方の登録、実施	・週休2日の完全実施
2点	—	—	・工事着手時 35歳未満 の技術者による施工 ・女性技術者による施工

6 三者会議の対象拡大について

1 趣旨

公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、建設工事の発注者、建設工事の受注者及び建設工事に係る土木関係建設コンサルタント業務の受託者の三者が一堂に会し、事業目的、設計条件等の情報の共有、施工上の課題等に対する協議を行ってきましたが、次のとおり対象工事を拡大する。

2 主な改正内容

対象工事を次のとおり変更する。

(現行)

三者会議の対象は、次に掲げる工事のうち、発注者が必要と認めた建設工事とする。

- (1) 高度又は特殊な技術を要する建設工事（トンネル，ダム，橋梁下部工等）
- (2) その他，施工上の情報共有や協議が特に必要となる建設工事

(改定)

三者会議の対象は、次に掲げる工事のうち、発注者が必要と認めた建設工事とする。

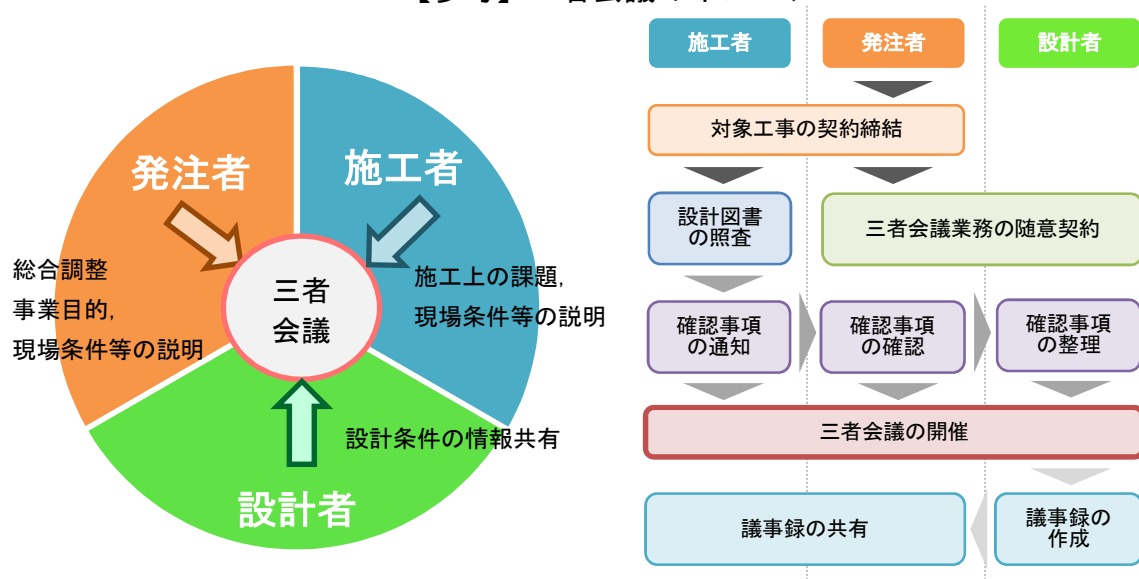
- (1) 高度又は特殊な技術を要する工事（トンネル，ダム等）
- (2) 請負対象設計金額1億円以上の工事のうち次の重要構造物を含む工事
函渠工（樋門・樋管含む），躯体工（橋台），RC躯体工（橋脚），橋脚フーチング工，RC擁壁，砂防堰堤，堰本体工，排水機場本体工，水門工，共同溝本体工
- (3) その他，施工上の情報共有や協議が特に必要となる建設工事

3 施行期日

令和2年6月1日以降に公告する工事から実施

(対象部局：全部局)

【参考】三者会議のイメージ



7 管理技術者の兼務制限の緩和について

1 趣旨

測量・建設コンサルタント等業務の円滑な執行を目的に、管理技術者の兼務制限を緩和する。

2 緩和の内容

業務分野別金額が 2,500 万円以上の業務分野の管理技術者は専任で配置させることとなっているが、3,500 万円未満まで兼務を認めることとする。

区分	契約金額(業務分野別)	
	改正後	改正前
専任	<u>3,500 万円以上</u>	2,500 万円以上
当該業務の外に 5 件以上兼務しないこと	500 万円以上 <u>3,500 万円未満</u>	500 万円以上 2,500 万円未満
兼務制限なし	500 万円未満	500 万円未満

3 適用期間

令和 2 年 6 月 1 日以降に指名する業務から適用する。

(対象部局：全部局)

8 測量・建設コンサルタント等業務における一抜け方式による入札の導入

1 趣旨

広島県が発注する測量・建設コンサルタント等業務については、今後、同時期に発注が集中することが見込まれるため、入札の不調・不落を防止し測量・建設コンサルタント等業務の円滑な執行を目的に「一抜け方式」による入札を導入し、地域の実情に応じて実施する。

2 一抜け方式とは

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式である。

3 対象業務の指定

対象業務は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件を発注機関が指定し、指名通知時に「一抜け方式の対象業務」であることを明示し別記を添付します。

- (1) 同一の発注機関の案件であること。
- (2) 同一日に指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- (3) 落札者の決定方法が総合評価落札方式によらない価格競争方式の案件であること。
- (4) 業務の種類（入札参加資格の認定業務分野）が同一の案件であること。
- (5) 緊急に実施する必要がある業務の案件であること。

4 落札者の決定

開札の順位は、原則として設計金額の高い順に設定し、落札者の決定は、原則として開札順に行います。先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効（低入札価格調査制度における総額失格基準価格の算出においても無効な入札）として取り扱う。

この方式により1者1件に落札が制限されますので、配置可能な技術者が1名しか確保できない場合でも複数の案件の入札に参加可能となるほか、意に反して複数案件を落札して契約辞退せざるを得ない状況（指名除外措置の対象）となることを防ぐことができる。

(例) (単位：千円)

	案件①（指名競争） 予定価格 48,000		案件②（指名競争） 予定価格 40,000		案件③（指名競争） 予定価格 30,000		案件④（指名競争） 予定価格 20,000	
A者	44,000	落札	36,000	無効	27,000	無効	18,000	無効
B者	44,200		36,000	落札	27,000	無効	18,000	無効
C者	44,500		36,000	くじ	27,000	落札	18,000	無効
D者	45,000		37,000		28,000		19,000	無効※
E者	45,000		37,000		28,000		—	辞退
F者	46,000		38,000		29,000		—	辞退
G者	47,000		38,000		30,000		—	辞退
H者	48,000		—	辞退	—	辞退	—	辞退
I者	48,000		—	辞退	—	辞退	—	辞退

※案件④は、指名競争入札において有効な入札が一となるため、D者の入札は無効とし入札中止となる。

5 適用期間

令和2年4月1日以降に指名する発注機関指定業務から適用

(対象部局：全部局)

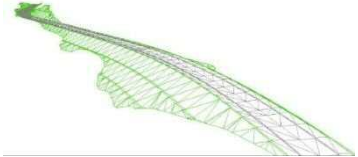
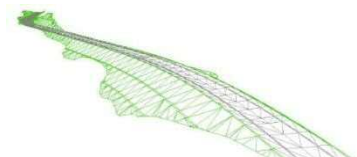
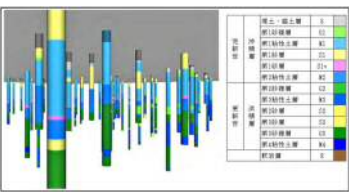
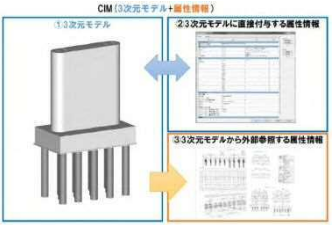
9 CIM推進モデル業務の試行拡大について

1 趣旨

「持続可能な建設産業」の実現に向けて、国土交通省が推進する i-Construction の取組の一つである CIM (Construction Information Modeling/Management) 業務を推進するため、業務の試行を拡大し、品質確保・向上とともに生産性の向上を図る。

2 内容

これまでの ICT 土工用の 3 次元による設計業務 (土工フロントローディング) に加えて、地質調査や橋梁等の構造物設計業務について、3 次元モデルと各部材等の属性情報を組み合わせた業務 (CIMモデル) を実施する。

変更前	変更後
<p>・土工フロントローディング (3次元サーフェスモデル)</p>  <p>サーフェスモデルの例</p> <p>(CIM 導入ガイドライン(案) 広島県)</p>	<p>・土工フロントローディング (3次元サーフェスモデル)</p>  <p>・CIMモデル (地質・土質モデル, 構造物モデル等により 3次元モデルと属性情報を組み合わせたもの)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="614 1164 965 1355">  <p>地質・土質モデルの例</p> </div> <div data-bbox="1029 1131 1364 1355">  <p>CIM (3次元モデル+属性情報)</p> <p>①3次元モデル</p> <p>②3次元モデルに直接付与する属性情報</p> <p>③3次元モデルから外部参照する属性情報</p> <p>構造物モデルの例</p> </div> </div>
土工フロントローディングとは	
<p>施行段階の ICT 土工で活用する 3 次元データを、上流工程の設計段階でフロントローディング (業務の前倒し) により作成するもので、ICT 建機を動かすための必要最低限の 3 次元データ (サーフェスモデル) を作成するもの</p>	
CIMモデルとは	
<p>調査・計画・設計段階から CIMモデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながら活用すること</p> <p>対象とする構造物等の形状を 3 次元で表現した「3次元モデル (対象とする構造物等の形状を 3 次元で立体的に表現した情報)」と「属性情報 (3 次元モデルに付与する部材の情報 (名称, 形状, 寸法, 物性, 強度, 数量等)」を組み合わせたもの</p>	

3 対象業務

対象業務は「発注者指定型」とし、入札公告、特記仕様書に規定する。年間 10 件程度実施する。

4 施行期日

令和 2 年 6 月 1 日以降に指名する業務から実施

(対象部局：土木建築局)

10 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

広島県建設産業ビジョン2016に基づく「確かな競争力を発揮する建設産業」、「持続可能な建設産業」の実現に向けて、総合評価落札方式の評価項目について、担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価項目の追加

(1) 配置予定管理技術者の能力「若手技術者」

実績評価2型において、若手技術者（40歳以下）の登用促進のため、若手技術者を配置予定管理技術者に配置する場合、加點評価する。また、若手技術者を配置予定管理技術者に配置した場合、「同種業務分野（部門）の成績評定点」の実績は、配置予定担当技術者の実績を評価できることとする。

評価項目の追加に伴い、「保有する資格」と「同種業務分野（部門）の成績評定点」の配点の見直しをする。

現行	配点	追加 及び 見直し	配点
—	—	若手技術者	<u>2</u>
保有する資格	4	保有する資格	<u>3</u>
同種業務分野（部門） の業務成績評定点	6	同種業務分野（部門） の業務成績評定点	<u>5</u>

3 評価対象期間の変更

平成30年7月豪雨災害に伴う緊急対応業務など、業務成績評定の対象外業務が多かったことから、令和元年度に引き続き、令和2年度も評価対象期間及び評価対象年度を1年延長する。

(1) 企業の能力「同種業務分野3件の業務成績評定の平均点」、配置予定管理技術者の能力「同種業務分野（部門）の業務成績評定点」における評価対象期間の変更

例 企業の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	R2. 4. 1～R3. 3. 31
評価対象期間	平成28年4月1日 から 指名通知した日の前日まで（4年）

(2) 企業の能力「優良建設コンサルタントの表彰」における評価対象年度の変更

企業の能力「優良建設コンサルタントの表彰」の評価対象年度

指名通知日	R1. 8. 1～R2. 8. 31	R2. 9. 1～R3. 8. 31
評価対象年度	平成29, 30, 令和元年度	平成30, 令和元, 2年度

4 施行期日

2については、令和2年6月1日以降に指名する業務から実施

3（1）については、令和2年4月1日以降に指名する業務から実施

3（2）については、令和2年9月1日以降に指名する業務から実施

（対象部局：農林水産局，土木建築局（営繕課を除く），企業局）

総合評価落札方式の評価項目改正案 (R2.6～)

評価項目	型式					
	技術評価型		実績評価1型		実績評価2型	
(1) 企業の能力	(9)		(8)		(7)	
過去10年間の同種・同規模業務の実績	(2)		◎(2) ^{※3}			
過去4年間の同種業務分野3件の業務成績評定の平均点 ^{※4}	(4)		(2)		(2)	
地域の精通性(本店所在地)			(1)		(2)	
品質確保体制(実施体制)	(2)		(2)		(2)	
過去3年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当 ^{※4}	(1)		(1)		(1)	
(2) 配置予定管理技術者の能力	(20)		(23)		(17)	
保有する資格	(3)		(4)		<u>(3)</u>	
<u>若手技術者(40歳以下)</u>					<u>(2)</u>	
手持ち業務予定件数	(3)		(4)		(4)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
過去10年間の同種業務の実績	(6)		(6)			
過去6年間の同種業務分野(部門)の業務成績評定点 ^{※4}	(6)		(6)		<u>(5)</u>	
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)		(7)		(7)	
保有する資格	(2)	(2) ^{※1}	(4)	(4) ^{※2}	(4)	(4) ^{※2}
手持ち業務予定件数	(2)		(4)		(4)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
(4) 技術提案	(20)					
実施方針	(10)					
技術提案(1課題)	(10)					
(5) 地域貢献の実績			(2)		(4)	
過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無			(1)		(2)	
過去5年間の災害等に関する業務の受注実績の有無			(1)		(2)	
(6) 指名除外の状況	(-1)		(-1)		(-1)	
過去1年間の指名除外措置の有無	(-1)		(-1)		(-1)	
技術評価点	(53)		(40)		(35)	
価格評価点	(40)		(40)		(40)	
評価値(技術評価点+価格評価点)	93		80		75	

※1 合計点の上限値は2点とする。

※2 合計点の上限値は4点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※4 成績点の評価対象期間の改正はR2.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR2.9からとする。

下線部は変更箇所

11 民法及び建設業法改正に伴う約款の改正

1 趣旨

民法改正（令和2年4月施行）及び建設業法改正（令和2年10月施行）を踏まえて、建設工事請負契約約款，土木設計業務等委託契約約款及び地域維持業務委託契約約款の改正を行う。

2 内容

民法改正及び建設業法改正を踏まえて，国の中央建設業審議会が公共工事標準請負契約約款を改正した。このため，建設工事請負契約約款を改正し，それに準じて土木設計業務等委託契約約款及び地域維持業務委託契約約款の改正を行う。

3 主な改正点

区分		新	旧
民法改正	債権譲渡	前払や部分払によっても契約の工事施工に必要な資金が不足する場合は債権譲渡可（発注者の要承諾）	原則禁止
		債権譲渡特約に違反して譲渡した場合は無催告解除	—
	契約不適合	「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの」との定義を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・原則は引渡し後2年以内 ・設備機械，室内装飾等は引渡し後1年以内 	「瑕疵」 <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート造等の建築物等又は土木工作物等は引渡し後2年以内 ・木造の建築物等，設備工事等は引渡し後1年以内
発注者による契約解除	完成後も契約解除可	完成後は契約解除不可	
	双方帰責事由なしの場合も契約解除可	双方帰責事由なしの場合は契約解除不可	
建設業法改正	契約書の様式	工事を施工しない日又は時間帯を契約書へ記載できるようにする	—
	監理技術者補佐	監理技術者，主任技術者，専門技術者の名前を発注者へ通知することに加え監理技術者補佐を配置する場合も発注者へ通知	監理技術者，主任技術者，専門技術者の名前を発注者へ通知
	著しく短い工期の禁止	著しく短い工期による変更契約の禁止	通常必要とする工期に満たない工期への変更を受注者へ請求することが可能

4 適用期間

- (1) 民法改正に伴う約款改正は，令和2年4月1日以降に契約するものから実施する。
- (2) 建設業法改正に伴う約款改正は，令和2年10月1日以降に契約するものから実施する。

(対象部局：全部局)

12 工事費内訳書・業務費内訳書の簡略化について

1 趣旨

円滑な入札執行を目的に、入札時に提出を求めている工事費内訳書・業務費内訳書を簡略化する。

2 対象工事・業務

(1) 工事

すべての工事（県が発注する災害復旧工事で公告又は入札条件により示す工事を除く。）

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

すべての測量・建設コンサルタント等業務

3 簡略化の内容

(1) 工事

様式2「工事費の内訳」については、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル3までの内容で審査し、レベル4は記入不要とする。また、「下請負人及び見積額」は記入不要とする。

なお、災害復旧工事で公告又は入札条件により示す工事の様式2「工事費の内訳」については、これまでどおり工事数量総括表に記載されている費目などのうち直接工事費、共通仮設費計、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費計、工事価格、消費税相当額、工事費計の項目を漏れなく記入した上で、見積額を記入すること、また、工事数量総括表に複数の工事箇所が記載されている場合でも、項目毎に全ての工事箇所の金額を合計して記入することができる取扱いとする、また、「下請負人及び見積額」は記入不要とする。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

様式2「業務費の内訳」については、業務委託費内訳表に記載されている費目などのうちレベル3までの内容で審査し、レベル4は記入不要とする。また、「下請負人及び見積額」は記入不要とする。

4 簡略化した内訳書を提出できる者

予定価格の概ね90%（調査基準価格）以上で入札する者

5 適用期間

令和2年6月1日以降に指名・公告するものから適用する。

(対象部局：全部局)

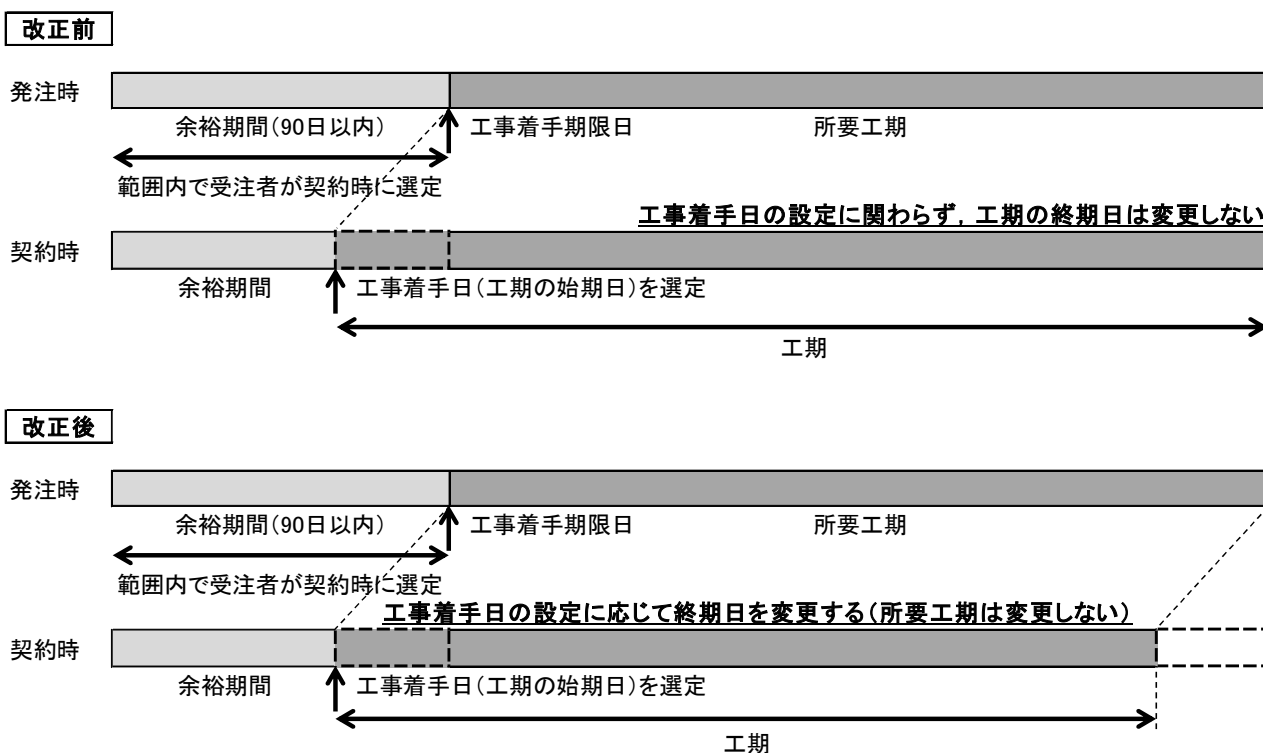
13 工事（業務）着手日選択型契約方式の改正について

1 趣旨

施工時期の平準化等に向け実施している工事（業務）着手日選択型契約方式について、より実態に合った内容にするため、工事着手日の設定に応じて工期の終期日を変更する。

2 内容

工事内容に応じて算定した所要工期は変更しないこととし、契約日の翌日から工事着手期限日までの期間で定めた工事着手日に応じて工期の終期日を変更する。



3 施行期日

令和2年6月1日以降に指名・公告する工事・業務から適用

(対象部局：農林水産局，土木建築局)

14 入札参加資格申請の電子化（窓口申請廃止）等について

1 趣旨

建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請について、段階的に窓口申請を廃止し、資格審査受付システムを利用した電子申請に一元化する。

あわせて、資格審査受付システムについて、ICカードがなくとも、ID・パスワードがあれば利用できるようにシステムを改修する。

2 内容

(1) 電子申請一元化

令和3・4年度建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査について、令和2年秋に予定している当初申請及び令和3・4年度に予定している追加申請の方法を、原則、電子申請とする。なお、県外業者については電子申請のみの受付とする。

令和5・6年度以降の入札参加資格審査については、県内業者も電子申請のみの受付とする。

区分	令和3・4名簿	令和5・6名簿
当初申請 ・ 追加申請	原則、電子申請 県内業者は窓口申請も可 県外業者は電子申請のみ	電子申請のみ

※県内業者：建設工事等の場合は、建設業法上の主たる営業所を県内に有する者をいう。

：測量・建設コンサルタント等業務の場合は、登記簿上の本店を県内に有する者をいう。

(2) システムの改修（ID・パスワード方式の導入）

資格審査受付システムについて、ICカードがなくとも、利用できるようにシステムを改修する。

現行	改修後
システムを利用するには、ICカードと利用者登録番号が必要	ID（商号・名称）とパスワード（利用者登録番号）により利用可能 ※ICカードを持っている場合は、従前どおり、ICカードを使って利用することも可能

○お知らせ

※改修は資格審査受付システムについてのみである。電子入札システムを利用するには、従前どおりICカードが必要となる。

※ID・パスワード方式で利用しようとする場合は、広島県電子自治体推進協議会の電子入札運営部会に対し、システムの利用開始申請を行う。（令和2年7月から申請可能）

申請後、利用者登録番号の通知まで、通常、2週間前後かかるので、余裕を持って申請をすること。

すでに利用者登録番号を持っている場合は、そのまま利用可能。

利用者登録番号等の詳細については、広島県の調達情報のHPを確認すること。

・<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/index.html>

※ID・パスワード方式での利用は、令和3・4年度建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請から可能となる。

15 入札参加資格変更届の取扱いの変更について

1 趣旨

建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格変更届について、広島県及び県内市町（広島市を除く。）の取扱いを統一し、利用者の利便性の向上を図る。

2 内容

資格審査受付システムを共同運用する広島県及び県内市町（広島市を除く。）の入札参加資格変更届の提出方法等について、次のとおり取扱いを統一する。

	従前（広島県の場合）	統一後
提出方法	電子、紙のどちらか	原則、電子で提出 ただし、システムを利用できない者、システムで変更できない内容については紙で提出
添付書類	郵送又は持参	・全自治体共通の書類については、原則、システム上で添付 ただし、紙で変更届を提出する必要がある場合については、郵送または持参 ・各自治体独自の書類については、郵送又は持参

※紙で提出する場合は、従前どおり、変更届と添付書類を各自治体に提出する必要がある。

※添付書類については、各自治体の必要書類を一覧にして、広島県の調達情報のHPに掲載する。

※システムに添付書類を添付できるのは変更届のみ。入札参加資格申請の添付書類は従前どおり、消費税及び地方消費税の電子納税証明書を除き郵送又は持参により提出すること。

3 施行期日

令和2年6月1日以降に提出する変更届から適用

16 災害復旧工事等に関する建設工事総合評価落札方式の改正について

1 趣旨

土木建築局が発注する建設工事総合評価落札方式の評価項目について、災害復旧工事等を受注した建設事業者を評価するため、災害復旧工事等の受注状況に応じ加点するよう見直しを行う。

2 対象工事

広島県土木建築局が発注し、過去4年間に引き渡しを受けた災害復旧工事等（平成30年度災害に限らない）とし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づくもの、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、特定緊急砂防事業、激甚災害対策特別緊急事業、河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象とし、応急仮工事は対象外とする。

3 対象業種

土木一式工事

4 型式

実績評価1型及び実績評価2型

5 評価方法

評価方法及び配点は次のとおりとする。なお、災害復旧工事等の実績は、令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿作成時に決定し、2年毎に更新する。

配点は、応札者による相対評価とし、満点を実績評価2型は4点、実績評価1型は2点とする。

予定価格（※1）	50百万以上1億円未満	1億円以上
災害実績の評価方法（※2）	受注件数の合計 （災害査定毎）	請負代金額の合計
配点 （実績評価2型）	実績／入札参加者の「 <u>受注件数の合計</u> 」の最大値×4点	実績／入札参加者の「 <u>請負代金額の合計</u> 」の最大値×4点
配点 （実績評価1型）	実績／入札参加者の「 <u>受注件数の合計</u> 」の最大値×2点	実績／入札参加者の「 <u>請負代金額の合計</u> 」の最大値×2点

（※1）予定価格は建設工事指名業者等選定要綱が改正された場合、変更する場合がある。

（※2）受注件数について、複数箇所をまとめて発注した工事は、査定箇所毎に1件とする。

請負代金額について、通常事業と合わせて発注した工事は、通常事業も合わせた請負代金額とする。

6 除雪等業務委託の評価方法（実績評価2型）

除雪等業務委託の実績における配点は、事務所（支所）管内における実績がある場合は2点とする。

7 施行期日

令和3年6月1日以降に公告する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局）

計 算 例

令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿

商号又は名称	災害復旧工事等の実績	
	受注件数の合計 (災害査定毎)	請負代金額の合計
A者	40件	1,000百万円
B者	30件	700百万円
C者	15件	500百万円
D者	2件	10百万円

広島県土木建築局が発注し、過去4年間（平成28年11月1日～令和2年10月31日）に引き渡しを受けた災害復旧工事等の実績

名簿は2年毎の更新とし、対象期間は2年毎にスライドさせます。
 (令和5・6年度資格者名簿：平成30年11月1日～令和4年10月31日)

例1 予定価格が50百万以上1億円未満の土木一式工事

① 【実績評価2型】(B,C,D者が入札参加した場合)

入札参加者	受注件数の合計 (災害査定毎)	計算 (実績/最大値×4点)	配点
B者	30件	30件/30件×4点=4.00	4.0
C者	15件	15件/30件×4点=2.00	2.0
D者	2件	2件/30件×4点=0.2666	0.3
最大値	30件		

入札参加者の最大値

② 【実績評価1型】(A,C,D者が入札参加した場合)

入札参加者	受注件数の合計 (災害査定毎)	計算 (実績/最大値×2点)	配点
A者	40件	40件/40件×2点=2.00	2.0
C者	15件	15件/40件×2点=0.75	0.8
D者	2件	2件/40件×2点=0.10	0.1
最大値	40件		

小数第2位を四捨五入

例2 予定価格が1億円以上の土木一式工事

① 【実績評価2型】(B,C,D者が入札参加した場合)

入札参加者	請負代金額の合計	計算 (実績/最大値×4点)	配点
B者	700百万円	700百万/700百万×4点=4.00	4.0
C者	500百万円	500百万/700百万×4点=2.8571	2.9
D者	10百万円	10百万/700百万×4点=0.0571	0.1
最大値	700百万円		

② 【実績評価1型】(A,C,D者が入札参加した場合)

入札参加者	請負代金額の合計	計算 (実績/最大値×2点)	配点
A者	1,000百万円	1,000百万/1,000百万×2点=2.00	2.0
C者	500百万円	500百万/1,000百万×2点=1.00	1.0
D者	10百万円	10百万/1,000百万×2点=0.02	0.1
最大値	1,000百万円		

小数第2位を四捨五入で0となる場合は、0.1とする

総合評価表落札方式の評価項目改正案 (R.元 8 ~)

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型 (3 億円未満)	技術評価1型 (3 億円以上)
(1) 技術提案	8.0~12.0	8.0~16.0	16.0~28.0	16.0~28.0
① 品質に関する課題			(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
② 施工に関する課題	(4.0) 8.0	④4.0	④8.0	④8.0
③ 工期設定の適切性 (選択)	④3.0	④3.0	④3.0	④3.0
④ 情報化施工技術の活用 (選択)	④1.0	④1.0	④1.0	④1.0
(2) 企業の施工能力	5.0~7.0	10.0~12.0	10.0~12.0	10.0~12.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績	2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去5年間の工事実績3年の平均値 (過去5年間の工事実績の最高値) ※「業績評価2型」取次	3.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・表彰状等に該当	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 優良最終技術者の配置 (選択)	④1.0	④1.0	④1.0	④1.0
⑤ 自社施工 (選択)	④1.0	④1.0	④1.0	④1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格 (選択)	④1.0	④1.0	④1.0	④1.0
② 過去9年間の工事実績3年の平均値 (過去6年間の工事実績の最高値) ※「業績評価2型」取次	1.0	3.0	3.0	3.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0	2.0	2.0
⑤ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験1年の発注実績	2.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0			
(5) 地域貢献の実績 (※1 実績が計測できない場合は、0.0とする)	2.0~6.0	1.0~2.0		
① 過去1年間の「民間企業土木施設劣化対策補助金」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】	④2.0	④1.0		
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無 (レポート、写真、制度認定)	2.0	1.0		
③ 過去5年間の劣化等業務委託又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】 ※劣化等業務委託は1000万円の特別劣化業務評価額の発生が条件となる	④2.0			
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	5.0	5.0
① 調査業務以外で応札又は前年度に完成検査を受けた同一業種の収入工率の成績評価が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上	5.0	5.0	5.0	5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間に係る指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
配点 (換算値)	50点換算	50点換算	60点換算	70点換算

※各配点の評価項目は標準例であり、実績にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄()は①(0)、②(1)において配点が2つ以上ある場合の配点とする。

※④は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTC案件を含む「V」工事の形式・評価項目等は別途決定する。

総合評価表落札方式の評価項目改正案 (令和3年6月改正～)

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型 (3 億円未満)	技術評価1型 (3 億円以上)
(1) 技術提案	8.0~12.0	8.0~16.0	16.0~28.0	16.0~28.0
① 品質に関する課題			(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
② 施工に関する課題	(4.0) 8.0	④4.0	④8.0	④8.0
③ 工期設定の適切性 (選択)	④3.0	④3.0	④3.0	④3.0
④ 情報化施工技術の活用 (選択)	④1.0	④1.0	④1.0	④1.0
(2) 企業の施工能力	5.0~7.0	10.0~12.0	10.0~12.0	10.0~12.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績	2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去5年間の工事実績3年の平均値 (過去5年間の工事実績の最高値) ※「業績評価2型」取次	3.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・表彰状等に該当	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 優良最終技術者の配置 (選択)	④1.0	④1.0	④1.0	④1.0
⑤ 自社施工 (選択)	④1.0	④1.0	④1.0	④1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格 (選択)	④1.0	④1.0	④1.0	④1.0
② 過去9年間の工事実績3年の平均値 (過去6年間の工事実績の最高値) ※「業績評価2型」取次	1.0	3.0	3.0	3.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0	2.0	2.0
⑤ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験1年の発注実績	2.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0			
(5) 地域貢献の実績 (※1 実績が計測できない場合は、0.0とする)	2.0~10.0	1.0~4.0		
① 過去1年間の「民間企業土木施設劣化対策補助金」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】	④2.0	④1.0		
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無 (レポート、写真、制度認定)	2.0	1.0		
③ 過去5年間の劣化等業務委託又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】 ※劣化等業務委託は1000万円の特別劣化業務評価額の発生が条件となる	④2.0			
④ 災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	④4.0	④2.0		
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	5.0	5.0
① 調査業務以外で応札又は前年度に完成検査を受けた同一業種の収入工率の成績評価が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上	5.0	5.0	5.0	5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間に係る指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
配点 (換算値)	50点換算	50点換算	60点換算	70点換算

※災害復旧工事の受注実績を特に評価したい場合は、金額に関わらず実績評価2型を選択

「災害復旧工事等の受注実績」以外の評価項目は、令和元年8月改正のものであり、今後の制度改正により変更することがあります。

令和3年6月改正



17 災害関連工事に関する農林水産局建設工事総合評価落札方式の改正について

1 趣旨

農林水産局建設工事総合評価落札方式の評価項目について、災害関連工事を受注した建設事業者を評価するため、災害関連工事の受注状況に応じ加点するよう見直しを行う。

2 対象工事

広島県農林水産局が発注し、過去4年間に引き渡しを受けた建設工事で、「地すべり防止施設災害復旧事業」、「ため池等整備事業（ため池廃止工事に限る）」、「災害関連緊急治山事業」、「治山激甚災害対策特別緊急事業」、「林地荒廃防止施設災害復旧事業」、「現年発生災害公園施設復旧事業」及び「発注者が契約図書で災害関連工事であることを明記した工事」とする。

3 対象業種

土木一式工事

4 型式

実績評価1型及び実績評価2型

5 評価項目等

上記2の災害関連工事の実績に応じ、評価項目「地域貢献の実績」において、実績評価1型は2点満点、実績評価2型は4点満点とする。

なお、評価方法の詳細は、令和3年度の制度改正時に通知する。

6 施行期日

令和3年6月1日以降に公告する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局)

18 災害実績条件付一般競争入札の試行について

1 趣旨

広島県土木建築局が発注する建設工事について、災害復旧工事等を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事等の実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を試行する。

2 災害復旧工事等の定義

広島県土木建築局が発注し、過去4年間に引き渡しを受けた災害復旧工事（平成30年度災害に限らない）とし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づくもの、災害関連緊急砂防事業，災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業，特定緊急砂防事業，激甚災害対策特別緊急事業，河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象とし、応急仮工事は対象外とする。

災害復旧工事等の実績は、令和3・4年度建設工事等入札参加資格者名簿作成時に決定し、2年毎に更新する。

3 対象工事

土木建築局発注の請負対象設計金額1,000万円以上5,000万円未満の土木一式工事から地域の実情に応じて選定する。

4 評価方法

2の災害復旧工事等の受注件数（災害査定毎）を一般競争入札の要件とすることとし、受注件数は参入可能業者数を考慮しつつ、令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿作成時に決定する。参入可能業者数の標準については、概ね5者～12者程度とする。

5 適用期間

令和3年6月1日以降に公告する工事から試行する。

（対象部局：土木建築局）

19 指名競争入札の選定基準について

1 趣旨

広島県土木建築局が指名競争入札により発注する建設工事について、災害復旧工事等を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事等の実績を、選定基準の1つとして加えることができるようにする。

2 災害復旧工事等の定義

広島県土木建築局が発注し、過去4年間に引き渡しを受けた災害復旧工事（平成30年度災害に限らない）とし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づくもの、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、特定緊急砂防事業、激甚災害対策特別緊急事業、河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象とし、応急仮工事は対象外とする。

災害復旧工事等の実績は、令和3・4年度建設工事等入札参加資格者名簿作成時に決定し、2年毎に更新する。

3 対象工事

土木建築局が指名競争入札により発注する請負対象設計金額1,000万円未満の土木一式工事

4 適用期間

令和3年6月1日以降に指名する工事から実施する。

(対象部局：土木建築局)